

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県警察職員の旅費に関する条例の 一部を改正する条例制定について	令和 7 年 5 月 14 日 会 計 課
1 概要 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号、令和 7 年 4 月 1 日施行）の制定に伴う県費旅費制度見直しに係る条例の改正を行うもの。 2 施行予定日 令和 8 年 4 月 1 日 3 改正内容 鹿児島県職員等の旅費に関する条例の改正に準じて、条文、旅行諸雑費、在勤地内赴任のための旅行について、別添のとおり改正するもの。 4 主な見直し内容（(5)を除いて県、教育庁と同一） (1) 定額支給方式から実費支給方式へ変更 (2) 本県独自運用である起点は廃止 (3) 在勤地内外は廃止 (4) 交通費は実費支給 (5) 旅行諸雑費は県内外問わず200円支給（県警は県外のみ支給） (6) 宿泊料は都道府県毎の上限付き実費支給 (7) 船員日額を、航海日当は人件費、食卓料は旅費へ変更 (8) 移転料は実費支給、扶養親族移転料は扶養要件を廃止（赴任を命ぜられた日において同居している家族とし、職員相当額を上限に現に支払った運賃等を支給し、3分の2、2分の1の減額は行わない。） (9) 着後手当は県内外問わず5日分を上限に支給（在勤地に到着後、直ちに新居住地に入居した場合は宿泊料が発生しないため支給しない。）		